

議案第103号

職員の給与に関する条例中一部改正の件

職員の給与に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第15条中「及び」を「の月額に」に、「の月額の合計額に」を「、第9条の4に規定する手当（同条第1項第1号及び第3号に規定する職員に対する手当を除く。）及び第17条に規定する手当を加えた額に」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

勤務1時間当たりの給与額の算出方法の改正を行うため、本条例を改正しようとするものであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第15条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に特殊勤務手当、第9条の4に規定する手当（同条第1項第1号及び第3号に規定する職員に対する手当を除く。）及び第17条に規定する手当を加えた額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第9条に定める休日に係る勤務時間を減じたもので除した額とする。</p> <p><u>附 則</u> この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第15条 勤務1時間当たりの給与額は、給料及び特殊勤務手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第9条に定める休日に係る勤務時間を減じたもので除した額とする。</p>